明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令（二七）　一

〔省　令〕
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業**一）　二

〔告　示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**九）　四
○労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の一部を改正する件（**厚生労働**三六）
○保安林の指定をする件（**農林水産**二四三～二五四）
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の認定の告示（**経済産業**一七、一八）　六
○水先人に免許を与えた件（**国土交通**五六）
○気象測器の型式を証明した件（**気象庁**二）
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**四三～四八）
○道路に関する件（**同**四九～五一）
○道路に関する件（**四国地方整備局**九～一一）
○道路に関する件（**北海道開発局**一二、一三）

〔国会事項〕　六

〔人事異動〕
人事院　法務省　最高裁判所　六

〔官庁報告〕
官庁事項
労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に関する公示（厚生労働省）　七
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　八
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九

〔公　告〕
諸事項　九
官庁
財団関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　一〇
会社その他　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令（政令第二七号）（総務省）

1　審査の告示、投票用紙、裁判官の氏名等の掲示及び審査公報に記載する審査に付される裁判官の氏名は、当該裁判官の本名に代えて旧氏及び名によることができるものとした。（第三一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行するものとした。

政　令

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十七号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令

内閣は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第十八条第六号中「次章」の下に「及び第三十一条」を加える。

第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。

（審査の告示等における裁判官の旧氏及び名の記載）

第三十一条　審査の告示、投票用紙、裁判官の氏名等の掲示及び審査公報に記載する審査に付される裁判官の氏名は、当該裁判官の本名（当該裁判官に係る戸籍に記載又は記録がされている氏名をいう。）に代えて旧氏（当該裁判官が過去に称していた氏であつて、当該裁判官に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。）及び名によることができるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

総務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三